

一般社団法人日本脳神経外科学会  
旅費細則

平成 15 年 10 月 1 日制定  
平成 27 年 10 月 14 日改正  
平成 29 年 10 月 11 日改正

(目的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人日本脳神経外科学会（以下、「この法人」という。）が支弁する、会務のための旅費、宿泊費について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 会務とは、理事、監事、理事長顧問、及び各種委員会委員並びにとくに必要を認められた者が行う学会のための業務をいう。

(移動方法)

第 3 条 移動は、原則として公共交通機関を利用するものとし、遠隔地からの移動は鉄道または航空機を利用し、片道の所要時間が概ね 4 時間以内となる方法を選択するものとする。

(交通費の算定方法)

第 4 条 前条の遠隔地からの移動による交通費は、次の各号に掲げる方法で算定する。

- (1) 鉄道利用の場合は、主たる勤務機関又は住居の所在地の最寄り駅から会務を行う場所の最寄り駅までの往復普通運賃、往復特別急行料金（新幹線を含む）、および最寄り駅前後の交通費実費（10,000 円を限度とする。）を合算したものとする。
  - (2) 航空機利用の場合は、前号に準じ、往復航空運賃ならびに空港までの往復交通費実費（10,000 円を限度とする。）を合算したものとする。
- 2 前項に該当しない近距離の場合は、主たる勤務機関あるいは住居の所在地から会務を行う場所までの往復交通費実費（10,000 円を限度とする。）とする。

(宿泊費支弁の基準)

第 5 条 宿泊費は、以下の各号に該当するときに支弁することができる。

- (1) 会務が 2 日以上に及ぶとき
- (2) 会務終了時に適当な交通機関の運行が終了しているとき
- (3) その他、必要と認められるとき

(宿泊費の算定)

第 6 条 宿泊費には、室料、税、サービス料を含むものとし、1 泊につき 25,000 円を限度とする。

(支弁の例外)

第 7 条 次の各号の場合は、旅費、宿泊費を支弁しない。

- (1) 年次学術総会に併せて行われる会務に出席する場合
  - (2) この法人と密接な関係がある学会等の学術集会等に併せて行われる会務に出席する役員等が、当該学会等の会員である場合
- 2 同一日又は連続する日に行われる複数の会務に出席したときは、会務の量にかかわらず 1 回とする。

(食事等)

第 8 条 必要に応じて会務に従事している役員等に食事を提供することができる。ただし、

食事をする場所は、会務を執行している場所とする。

(細則の変更)

第9条 この規定は、理事会の承認を受けなければ変更することができない。

(雑則)

第10条 この規則に定める事項のほか、役員等の旅費に関し必要な事項は理事長が別に定める。